

公売公告の訂正に関する公告

令和8年7月29日付けで公告した「国有林野林産物公売公告」について、下記のとおり訂正するので公告します。

記

国有林野林産物公売公告

1. 入札書外を追加

以上、公告する。

令和8年8月6日

分任契約担当官
鹿児島森林管理署長 香月 英伸

入 札 書

売 払 番 号 第 号 （番号に誤りはありませんか）

一金	億	千	百	十	万	千	百	十	円	也

(金額に誤りはありませんか。金額は円単位まで記載して下さい。)

ただし、上記金額は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額となること並びに入札者注意書、国有林野事業林産物売買契約約款を承諾のうえ

上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

鹿兒島森林管理署長 香月 英伸 殿

住 所 県 市 町 大字 番地
郡 村

氏 名

印

(法人の場合は代表者印を押して下さい)

令和 年 月 日

委任状

分任契約担当官
鹿児島森林管理署長 殿

委任者

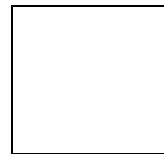
私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

記

1. 代理人

所 属
氏 名

代理人使用印



2. 委任事項

下記物件の入札に関する一切の件

- (1) 入札年月日
- (2) 入札場所
- (3) 事業名

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

買受人
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

立木販売物件における事業計画の提出について

令和〇年〇月〇日付けで契約した〇〇国有林〇〇林小班について、下記のとおり事業計画を提出しますので承認していただきますようお願いいたします。

記

1. 物件名 〇〇国有林〇〇林小班
2. 実施事業者 〇〇株式会社（買受者との関係： ）
3. 伐採方法 皆伐 間伐
4. 搬出方法 車輛系 架線系
5. 着手予定日 令和〇年〇月〇日
6. 保安林に係る対応状況（いつ頃対応予定か 等）
8. 事業計画表 別紙のとおり
9. 搬出路計画図 別紙のとおり
10. 伐採及び搬出に係るチェックリスト 別紙のとおり

[illegible][illegible][illegible][illegible]

森林管理署長

(住所)

(氏名又は名称)

立木販売事業着手届

令和 年 月 日付けで契約した立木販売物件において、下記のとおり着手しますので提出します。

記

物件名	市 国有林 林小班
事業実施者	(住所) (氏名又は名称)
伐採方法	皆伐 間伐
搬出方法	車輛系 架線系
着手年月日	令和 年 月 日
終了予定日	令和 年 月 日

備考

- 1：搬出箇所を精査のうえ、着手する一週間前までに提出してください。
- 2：提出いただいた立木販売事業着手届は、関係労働基準監督署へ写しを提出しますので、ご承知おきください。

伐採及び集材等に係るチェックリスト

年 月 日

契 約 者： _____

事業実施者： _____

物 件 名： _____

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 ③ 林地の生物多様性の保全に配慮した伐採及び搬出方法を採用する。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ① 集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④ 現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤ 集材路の線形は、地形追従とする。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。	☐
(3) 人家、道路、取水口周辺等での配置 ① 集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ② 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐

チェック項目	確認
(5) 切土・盛土 ① 集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を低く抑える。盛土はしっかり締め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する ③ 残土が発生した場合には、森林管理署長等と協議のうえ渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(6) 路面の保護と排水の処理 ① 雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ② 路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(7) 渓流横断箇所の処理 ① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れでないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ② 洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(8) 作業実行上の配慮 ① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨時により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤ 枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する	☐
(9) 事業実施後の整理 ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ② 集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

〇〇 森林管理署長
宛て
支署長

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

立木購入物件の搬入予定先調査表

(記入例)

契約日 令和 年 月 日

単位(m3)

林小班	面積(ha)	伐採方法	区分	物件の立木材積 (m3)					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	(C材及びD材)
123は外	4.25	・皆伐 ・間伐	・国造林 ・分収造林 ・分収育林 ・官行造林	2,000	1,000	50	50	3,100	〇〇製材所	〇〇市場	〇〇合板	自社チップ
									900 m3	650 m3	50 m3	m3
									〇〇市場			〇〇チップ工場
									800 m3			300 m3
												〇〇バイオマス
												250 m3
												輸出用(〇〇港)
												50 m3

注1) 皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2) 国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3) 搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4) 搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

〇〇 森林管理署長
宛て
支署長

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

立木購入物件の搬入予定先調査表

契約日 令和 年 月 日

単位(m3)

林小班	面積(ha)	伐採方法	区分	物件の立木材積 (m3)					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	(C材及びD材)
		・皆伐	・国造林									
									m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林									
			・分収育林									
			・官行造林									

注1) 皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2) 国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3) 搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4) 搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。